第三十条第一項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

保険金（法第五十九条第一項第一号に規定する保険金をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の支払をする保険会社等（法第十条第一項第五号に規定する保険会社等をいう。第五項において同じ。）で法の施行地に営業所等（法第五十九条第一項に規定する営業所等をいう。次項及び第五項において同じ。）を有するものは、同条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、保険金の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。

一　その支払を受ける者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

二　その月中に支払つた保険金の金額

三　その支払の基礎となる契約に係る保険料（共済掛金を含む。第六号ロ及び第五項第六号において同じ。）の総額

四　その支払の確定した日

五　その支払の直前において第三号の契約に係る契約者であつた者（次号ロにおいて「現契約者」という。）の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

六　第三号の契約（第六項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）の締結後に当該契約に係る契約者の変更（当該契約に係る契約者の死亡に伴い行われるものを除く。イ及びハにおいて同じ。）が行われた場合には、次に掲げる事項

イ　当該契約者の変更（当該契約に係る契約者の変更が二回以上行われた場合には、最後の契約者の変更）前の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

ロ　当該契約に係る現契約者が払い込んだ保険料の額

ハ　当該契約に係る契約者の変更が行われた回数

七　その他参考となるべき事項

2　退職手当金等（法第五十九条第一項に規定する退職手当金等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の支給をする者で法の施行地に営業所等を有するものは、同条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により、退職手当金等の支給を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。

一　その支給を受ける者の氏名、住所又は居所及び個人番号

二　その月中に支給をした退職手当金等の金額

三　その支給の確定した日

四　その他参考となるべき事項

第三十一条中「による」を「により、同条第三項の調書は第九号書式による」に改める。

第五号書式中

保険金等受取人					
保険契約者等（又は保険料等払込人）	住所又は居所			氏名又は名称	個人番号又は法人番号
被保険者等				氏名又は名称	個人番号又は法人番号

を

保険金等受取人			氏名又は名称	
			個人番号又は法人番号	

に、

保険契約者等（又は保険料等払込人）	住所（居所）又は所在地		氏名又は名称	
被保険者等			氏名又は名称	
直前の保険契約者等			個人番号又は法人番号	

を

既払込保険料等			
（内訳）	千	円）	

に、

既払込保険料等			
千	円		

を

保険事故等	保険事故等の発生年月日	年　月　日
保険等の種類	保険金等の支払年月日	年　月　日

に改め、同号書式備考四中「記

保険事故等	保険事故等の発生年月日	年　月　日
保険等の種類	保険金等の支払年月日	年　月　日

を

故等	保険事故等の発生年月日	年　月　日
種類	保険金等の支払年月日	年　月　日
の回数		

載すること」を「記載し、七の契約者の変更に関する事項には、保険料払込人又は共済掛金払込人の変更について記載すること」に改め、同号書式備考五中「既払込保険料等欄に外書すること」を「控除した既払込保険料等の金額を既払込保険料等欄に記載すること」に改め、同号書式備考七を同号書式備考八とし、同号書式備考六の次に次のように加える。

七　契約者の変更（死亡に伴い行われるものを除く。1及び3において同じ。）があった場合の記載の要領は、次による。

1　直前の保険契約者等欄に、当該契約者の変更（当該契約に係る契約者の変更が2回以上行われた場合には、最後の契約者の変更）前の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

2　既払込保険料等欄の内書に、当該契約に係る現契約者が払い込んだ保険料又は共済掛金の額を記載すること。

3　契約者変更の回数欄に、当該契約に係る契約者の変更が行われた回数を記載すること。

九　合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。